

全国介護事業者政治連盟規約

(名称・所在地)

第1条 本会は、全国介護事業者政治連盟と称し、主たる事務所を東京都内に置く。

(目的)

第2条 本会は、「全国介護事業者連盟」(以下、「介事連」という。)の目的を達成するために必要な政治活動を行う。

(事業)

第3条 本会は、前条の目的を達成するため、以下の事業を行う。

- (1) 介護および障害福祉サービス推進のための政治活動
- (2) 機関紙の発刊及び配布
- (3) 関係諸団体との連携
- (4) 政策懇談会の開催
- (5) その他、目的達成のため必要な事業

(会員)

第4条 本会は、介事連の会員もしくは、会員法人の役職員及び第2条の目的に賛同する者をもって会員とする。

(役員)

第5条 本会に次の役員をおく。

- | | |
|---------------|------|
| (1) 会 長 (代表者) | 1名 |
| (2) 副 会 長 | 5名以内 |
| (3) 専務理事 | 1名 |
| (4) 会計責任者 | 1名 |
| (5) 理 事 | 5名以上 |
| (6) 監 事 | 1名 |

2 役員任期は2年とする。但し、再任を妨げない。

第6条 会長は、本会会員の中から介事連理事協議の上推薦する。

2 専務理事は、本会会員の中より介事連理事協議の上推薦する。

(会議)

第7条 会長は、年1回の通常役員会、その他必要に応じ臨時役員会を招集する。

2 役員会は、以下の事項を審議する。

- (1) 活動計画及び予算に関すること
- (2) 活動報告及び決算に関すること
- (3) 役員を選出
- (4) 本会規定の変更
- (5) その他、本会の運営に必要な事項

(経費)

第8条 本会の経費は、会費、寄付金、その他の収入をもって充当する。
会費は、役員会にて決定する。

(会計)

第9条 本会の会計年度は毎年 1月1日より12月末日までとする。

附則

- 1 本規約は、平成31年3月2日より実施する。
- 2 初年度の会計年度は、平成31年3月2日より平成31年12月31日までとする。
- 3 令和6年4月26日改正
- 4 令和6年6月1日改正